

## 茅ヶ崎市社会教育施設等公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、茅ヶ崎市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が博物館、図書館、青少年会館、教育センター、各公民館（以下、「社会教育施設等」という。）に設置した公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下、「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用手続)

第2条 本サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）は、この規約及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法令を遵守し、本サービスを利用するものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。

### (利用条件)

第3条 本サービスの利用に係る費用は、無料とする。

- (1) 本サービスは社会教育施設等の開館時間中に利用出来るものとする。
- (2) 本サービスに用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、当該サービスを利用するために必要な設定は利用者で行うこととする。
- (3) 利用者は、自らの判断・責任の下、本サービスを利用するものとする。
- (4) 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないようサービスを利用するものとする。

### (禁止事項)

第4条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (2) 他者の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者、茅ヶ崎市（以下「本市」という。）及び教育委員会に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信

- (13) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
  - (14) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による周囲にいる者への迷惑行為
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は教育委員会が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、教育委員会、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、教育委員会は、一切の責任を負わないものとする。

(サービスの中止)

第5条 社会教育施設等は、自らが必要と認める場合は、予告することなく本サービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、または変更することができる。

- 2 社会教育施設等は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者による本サービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

第6条 社会教育施設等は、本サービスに不具合、障害等の瑕疵がないこと、及びサービスが中断なく稼動することを保証しないものとする。

- 2 社会教育施設等は、利用者が本サービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。
- 3 社会教育施設等は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 4 社会教育施設等は、利用者が本サービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者がこの規約に違反したことにより社会教育施設等が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(規約の変更)

第8条 社会教育施設等は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

附則

この規約は、令和5年1月4日から施行する。